

京 都 大 学 男 女 共 同 参 画 推 進 室 要 項 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学男女共同参画推進室要項 (平成20年1月15日総長裁定)</p>	
<p>第1 京都大学における男女共同参画の推進を図るため、<u>法務・コンプライアンス担当の副学長</u> (以下「担当副学長」という。)の下に男女共同参画推進室 (以下「推進室」という。)を置く。 (後 略)</p>	<p>第1 京都大学における男女共同参画の推進を図るため、<u>男女共同参画担当の副学長</u> (以下「担当副学長」という。)の下に男女共同参画推進室 (以下「推進室」という。)を置く。</p>
<p>京都大学本部事務分掌規程 (平成18年8月30日総長裁定)</p>	
<p>(前 略) 第7章 学務部 (学生課)</p>	<p>第7章 学務部 (学生課)</p>
<p>第19条 学生課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(8) (略) <u>(9) 学生の進路に関すること。</u> <u>(10) 障害学生支援室に関すること。</u> <u>(11) (略)</u> (後 略)</p>	<p>第19条 } (同 左) (1)～(8) (9) (同 左)</p>
<p>京都大学本部事務決裁等規程 (平成17年9月20日総長裁定)</p>	
<p>(前 略) (決裁)</p>	<p>(決裁)</p>
<p>第3条 } (略) (1)～(8)</p>	<p>第3条 } (同 左) (1)～(8)</p>
<p>2 別表第2の事項欄に掲げる事案で重要なものについては、同表の決裁者欄に掲げる理事、<u>厚生補導担当の副学長、法務・コンプライアンス担当の副学長又は大学改革担当の副学長</u> (以下「理事等」という。)の決裁を受けけるものとする。ただし、総長が理事又は副学長に対し特に担当を命じた事項その他同表の規定により難い事案については、この限りでない。</p>	<p>2 別表第2の事項欄に掲げる事案で重要なものについては、同表の決裁者欄に掲げる理事<u>又は副学長の決裁</u>を受けけるものとする。ただし、総長が理事又は副学長に対し特に担当を命じた事項その他同表の規定により難い事案については、この限りでない。</p>
<p>3～4 } (略) (専決)</p>	<p>3～4 } (同 左) (専決)</p>
<p>第4条 } (決裁における事前承認)</p>	<p>第4条 } (決裁における事前承認)</p>
<p>第5条 総長の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ当該事案について所管の理事等の、<u>理事等の決裁又は承認</u>を受けようとする事案についてはあらかじめ当該事案について所管の部長の、部長の決裁又は承認を受けようとする</p>	<p>第5条 総長の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ当該事案について所管の理事<u>又は副学長の、理事又は副学長の決裁又は承認</u>を受けようとする事案についてはあらかじめ当該事案について所管の部長の、部長の決裁又は承認</p>

改正前		改正後																																			
<p>事案についてはあらかじめ当該事案について所管の課長又は室長の承認を受けるものとする。</p> <p>2 (略) (中略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p>		<p>を受けようとする事案についてはあらかじめ当該事案について所管の課長又は室長の承認を受けるものとする。</p> <p>2 (同左)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>名義者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>関係諸機関等に対する申請、協議、報告、届出、通知、照復等の文書で5に掲げる以外のもの</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>通達文書及び学内に対する通知、照復等の文書のうち重要なもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>証明の文書で6に掲げる以外のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		事項	名義者	(略)		9	関係諸機関等に対する申請、協議、報告、届出、通知、照復等の文書で5に掲げる以外のもの	10	通達文書及び学内に対する通知、照復等の文書のうち重要なもの	(略)		12	証明の文書で6に掲げる以外のもの	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>名義者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(同左)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>関係諸機関等に対する申請、協議、報告、届出、通知、照復等の文書で5に掲げる以外のもの</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>通達文書及び学内に対する通知、照復等の文書のうち重要なもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(同左)</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>証明の文書で6に掲げる以外のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(同左)</td> </tr> </tbody> </table>		事項	名義者	(同左)		9	関係諸機関等に対する申請、協議、報告、届出、通知、照復等の文書で5に掲げる以外のもの	10	通達文書及び学内に対する通知、照復等の文書のうち重要なもの	(同左)		12	証明の文書で6に掲げる以外のもの	(同左)							
事項	名義者																																				
(略)																																					
9	関係諸機関等に対する申請、協議、報告、届出、通知、照復等の文書で5に掲げる以外のもの																																				
10	通達文書及び学内に対する通知、照復等の文書のうち重要なもの																																				
(略)																																					
12	証明の文書で6に掲げる以外のもの																																				
(略)																																					
事項	名義者																																				
(同左)																																					
9	関係諸機関等に対する申請、協議、報告、届出、通知、照復等の文書で5に掲げる以外のもの																																				
10	通達文書及び学内に対する通知、照復等の文書のうち重要なもの																																				
(同左)																																					
12	証明の文書で6に掲げる以外のもの																																				
(同左)																																					
<p>別表第2 (第3条第2項関係)</p>		<p>別表第2 (第3条第2項関係)</p>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>決裁者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第24条(第8号、第9号及び第11号から第13号までに限る。)及び第25条に定める事項</td> <td>学生・図書館担当の理事又は病院・国際担当の理事</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画に関する事項</td> <td>男女共同参画担当の副学長</td> </tr> </tbody> </table>		事項	決裁者	(略)		分掌規程第24条(第8号、第9号及び第11号から第13号までに限る。)及び第25条に定める事項	学生・図書館担当の理事又は病院・国際担当の理事	男女共同参画に関する事項	男女共同参画担当の副学長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>決裁者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(同左)</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第24条(第8号、第9号及び第11号から第13号までに限る。)及び第25条に定める事項</td> <td>学生・図書館担当の理事又は病院・国際担当の理事</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画に関する事項</td> <td>男女共同参画担当の副学長</td> </tr> </tbody> </table>		事項	決裁者	(同左)		分掌規程第24条(第8号、第9号及び第11号から第13号までに限る。)及び第25条に定める事項	学生・図書館担当の理事又は病院・国際担当の理事	男女共同参画に関する事項	男女共同参画担当の副学長																		
事項	決裁者																																				
(略)																																					
分掌規程第24条(第8号、第9号及び第11号から第13号までに限る。)及び第25条に定める事項	学生・図書館担当の理事又は病院・国際担当の理事																																				
男女共同参画に関する事項	男女共同参画担当の副学長																																				
事項	決裁者																																				
(同左)																																					
分掌規程第24条(第8号、第9号及び第11号から第13号までに限る。)及び第25条に定める事項	学生・図書館担当の理事又は病院・国際担当の理事																																				
男女共同参画に関する事項	男女共同参画担当の副学長																																				
<p>別表第3(第4条関係)</p>		<p>別表第3(第4条関係)</p>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th colspan="5">専決者</th> </tr> <tr> <th>掛長 又は 専門 職員</th> <th>課長 補佐、 室長 補佐 又は 専門 員</th> <th>課長 又は 室長</th> <th>部長</th> <th>理事 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		事項	専決者					掛長 又は 専門 職員	課長 補佐、 室長 補佐 又は 専門 員	課長 又は 室長	部長	理事 等	(略)						<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th colspan="5">専決者</th> </tr> <tr> <th>掛長 又は 専門 職員</th> <th>課長 補佐、 室長 補佐 又は 専門 員</th> <th>課長 又は 室長</th> <th>部長</th> <th>理事 又は 副学 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">(同左)</td> </tr> </tbody> </table>		事項	専決者					掛長 又は 専門 職員	課長 補佐、 室長 補佐 又は 専門 員	課長 又は 室長	部長	理事 又は 副学 長	(同左)					
事項	専決者																																				
	掛長 又は 専門 職員	課長 補佐、 室長 補佐 又は 専門 員	課長 又は 室長	部長	理事 等																																
(略)																																					
事項	専決者																																				
	掛長 又は 専門 職員	課長 補佐、 室長 補佐 又は 専門 員	課長 又は 室長	部長	理事 又は 副学 長																																
(同左)																																					
<p>国立大学法人京都大学会計実施規則 (平成16年4月1日総長裁定)</p> <p>(前略)</p> <p>別表第1 経理単位及び経理責任者 (第2条関係)</p>		<p>別表第1 経理単位及び経理責任者 (第2条関係)</p>																																			

改正前			改正後		
経理単位	経理責任者	範囲	経理単位	経理責任者	範囲
本部構内（文系）共通	本部構内（文系）共通事務部長	文学研究科・文学部	本部構内（文系）共通	本部構内（文系）共通事務部長	文学研究科・文学部
		文化財総合研究センター			文化財総合研究センター
		教育学研究科・教育学部			教育学研究科・教育学部
		法学研究科・法学部			法学研究科・法学部
		公共政策連携研究部・公共政策教育部			公共政策連携研究部・公共政策教育部
		経済学研究科・経済学部			経済学研究科・経済学部
		経営管理研究部・経営管理教育部			経営管理研究部・経営管理教育部
		人文科学研究所			人文科学研究所
		経済研究所			経済研究所
		総合博物館			総合博物館
		カウンセリングセンター			学生総合支援センター
大学文書館	大学文書館				
(略)			(同 左)		

(中 略)

別表第2 出納責任者（第8条関係）
第1表

経理単位	出納責任者	範囲
本部構内（文系）共通		文学研究科・文学部
		文化財総合研究センター
		教育学研究科・教育学部
		法学研究科・法学部
		公共政策連携研究部・公共政策教育部
		経済学研究科・経済学部
		経営管理研究部・経営管理教育部
		人文科学研究所（文献複写料）
		人文科学研究所（文献複写料を除く）
		経済研究所
		総合博物館
	カウンセリングセンター	
	大学文書館	
(略)		

(中 略)

第2表 (略)
別表第3 たな卸資産管理責任者等（第23条関係）

管理単位	たな卸資産管理責任者
(略)	

別表第2 出納責任者（第8条関係）
第1表

経理単位	出納責任者	範囲
本部構内（文系）共通		文学研究科・文学部
		文化財総合研究センター
		教育学研究科・教育学部
		法学研究科・法学部
		公共政策連携研究部・公共政策教育部
		経済学研究科・経済学部
		経営管理研究部・経営管理教育部
		人文科学研究所（文献複写料）
		人文科学研究所（文献複写料を除く）
		経済研究所
		総合博物館
	学生総合支援センター	
	大学文書館	
(同 左)		

第2表 (同 左)
別表第3 たな卸資産管理責任者等（第23条関係）

管理単位	たな卸資産管理責任者
(同 左)	

改正前		改正後	
<u>カウンセリングセンター</u>	センター長	<u>学生総合支援センター</u>	センター長
(略)		(同 左)	
(後 略)			
国立大学法人京都大学予算規則 (平成16年4月1日総長裁定)			
(前 略)			
別表		別表	
予算単位及び予算責任者 (第3条関係)		予算単位及び予算責任者 (第3条関係)	
予算単位	予算責任者	予算単位	予算責任者
(略)		(同 左)	
<u>カウンセリングセンター</u>	センター長	<u>学生総合支援センター</u>	センター長
(略)		(同 左)	
(後 略)			
国立大学法人京都大学固定資産管理規則 (平成16年4月1日総長裁定)			
(前 略)			
別表 (第4条関係)		別表 (第4条関係)	
固定資産管理単位	固定資産管理責任者	固定資産管理単位	固定資産管理責任者
(略)		(同 左)	
<u>カウンセリングセンター</u>	センター長	<u>学生総合支援センター</u>	センター長
(略)		(同 左)	
国立大学法人京都大学図書管理規則 (平成16年4月1日総長裁定)			
(前 略)			
別表 (第5条関係)		別表 (第5条関係)	
部局名等	事務の委任を受ける者	部局名等	事務の委任を受ける者
(略)		(同 左)	
<u>カウンセリングセンター</u>	センター長	<u>学生総合支援センター</u>	センター長
(略)		(同 左)	
		附 則 この要項は、平成25年8月1日から実施する。	